

問 I - 10 - ③ (特例民法法人の法人名等)

平成 20 年 12 月 1 日から一般法人に移行するまでの間は、特例民法法人であると聞いています。特例民法法人である場合の法人の名称や個人の名刺(役職名)は従来の法人のとおりでいいのですか。

答

- 1 特例民法法人の期間中は、従来から使用している法人の名称や個人の名刺(役職名)はそのまま使用することができます。
- 2 現在の公益法人は、平成 20 年 12 月 1 日から一般社団法人・一般財団法人として、存続することになり、基本的には一般社団法人・一般財団法人法が適用されますが、広範な経過措置が設けられており、平成 20 年 12 月 1 日の法の施行によりただちに対応しなければならない事項はないようになっています。
- 3 平成 20 年 12 月 1 日以降、現在の公益法人は、法律上は「特例民法法人」となりますが、名称はこれまでどおり「社団法人～」、「財団法人～」でかまいませんし、個人の名刺(役職名)もそのまま使用することができます。

(参考条文)

- 整備法第 42 条 第 40 条第 1 項又は前条第 1 項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって第 106 条第 1 項(第 121 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないもの(以下それぞれ「特例社団法人」又は「特例財団法人」という。)については、一般社団法人・財団法人法第 5 条第 1 項の規定は、適用しない。
- 2 特例社団法人又は特例財団法人(以下「特例民法法人」と総称する。)については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号。以下この節及び附則第一項において「公益法人認定法」という。)第 9 条第 4 項の規定は、適用しない。
 - 3 特例社団法人は、その名称中に、一般社団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人という文字を用いてはならない。
 - 4 特例財団法人は、その名称中に、一般財団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人という文字を用いてはならない。
 - 5 特例社団法人でない者は、その名称又は商号中に、特例社団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
 - 6 特例財団法人でない者は、その名称又は商号中に、特例財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。